

平成 22 年度 社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 事業計画

事業計画策定にあたって

現在は、少子高齢化の進展による家庭機能の変化や近隣関係の希薄化などが地域社会に現れています。また、経済不況による景気の低迷や雇用の悪化などから、職や住居を喪失する市民が増加しています。このようなことなどを背景に、自殺者の増加や深刻な虐待なども出現しており、地域社会の中での人と人とのつながりやお互いの助け合い、支えあいが益々大切になってきています。

こうした中、本会では平成 20 年度から 21 年度にかけて市民参画による策定委員会を設置して、第 3 次「立川あいあいプラン 21」を策定しました。その具体的な取組みには、市民の地域社会への参加や、つながりあい、そして誰もが安心して暮らせる相談支援体制などを掲げています。

本会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進役として、地域住民、立川市、さまざまな団体、企業など、地域を構成する多様な「市民」と連携してこの計画を進め、地域福祉を推進してまいります。

なお、今年度は、本会が創立されてから 50 年という、大きな節目となる年でもあります。さまざまな社会環境の変化も踏まえながら、先人が築いてきた財産や経験を活かし、その理念として掲げた『誰もが安心して楽しくいきいきと暮らせるまち「立川」』の実現に向けて、役職員一同邁進してまいります。市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

■本会の使命「住民主体による福祉コミュニティづくり」

私たちは、幅広いあらゆる市民の声を聞き、受け止め、大切にし、市民が自ら考え行動することを促進し、誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまち「立川」を築きます。

■第 3 次「立川あいあいプラン 21」に掲げた 4 つの目標

- 「学ぶ」 目標 1・市民の主体的な学びの推進
- 「参加する」 目標 2・市民活動の推進と地域福祉への参加
- 「つながる」 目標 3・地域課題に対応する住民福祉活動の推進
- 「安心できる」 目標 4・地域における総合相談支援体制に充実

■目標達成に向けた平成 22 年度の重点推進事項

1 地域福祉コーディネーター配置事業の拡充

○地域福祉コーディネーターを、現在のモデル地区への配置から 1 地区増配置して、地域課題に対応する住民福祉活動の推進を図ります。

2 市民活動センターたちかわの機能強化

○地域福祉コーディネーターを中心とした地域づくりや住民の支えあい活動の推進、NPO 活動支援、また市民と行政との協働事業の推進など、多様な中間支援組織としての市民活動センターたちかわの機能を強化します。

3 地域あんしんセンターたちかわの充実

○個人の尊厳の保持や自立支援を旨とする地域福祉の考え、また今後の高齢化の進展による一人暮らしや認知症等の高齢者の増加などから、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及、法人後見の受任などに対する相談の増加等が予測されます。こうした課題に対応する、地域あんしんセンターたちかわを充実させ、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに寄与します。

4 基幹型地域包括支援センター運営による地域包括ケアの推進

○総合的な地域ケアのマネジメントを担う中核機関である「地域包括支援センター」を運営し、介護保険制度の動向を見据えつつ、総合相談支援窓口として地域のさまざまな団体とネットワークを構築しながら、引き続き地域ケアネットワークの推進を図ります。

5 総合的な地域ケア機能の発揮

○市民活動センターたちかわ、地域あんしんセンターたちかわ、基幹型地域包括支援センターを一体的に運営する社協として、各センターの強みを活かし、その機能を発揮しながら、市民と専門職や関係機関間の連携を深め、市民の課題解決や総合的な地域福祉推進のための取り組みを進めていきます。

6 生活安定化対策の充実

○経済不況や雇用環境の悪化による低所得者の問題が増加しています。こうしたなか、正規雇用を目指している市民に対する生活安定化対策を、ハローワークや東京都、立川市と連携のもと実施します。

7 障害者福祉サービスの拡充

○医療的ケアを必要とする障害者の日中活動を支援するため、生活介護事業所の充実を図ります。また、障害者の就労に資するために、新庁舎内の喫茶室を関係団体と連携して運営し、障害者福祉サービスの拡充を図ります。

8 地域におけるセーフティネット機能の充実と経営基盤の強化

○社会福祉法人としての責務を果たし、地域におけるセーフティネット機能を発揮して、介護保険事業や障害者自立支援事業を運営します。また、事業経営にあたっては、使命の実現に向け、法令の遵守と情報公開を徹底し、健全な事業展開を図るとともに、経営基盤の強化を図ります。

I 法人運営事業

法人の健全経営や、地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自律的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性の確保を果たし、次の事務事業を行います。

1. 組織運営事業

事業名等	内容	備考
(1)理事会等の開催	地域福祉の担い手としてふさわしい事業を住民とともに実施していくため、理事会等を中心として、法人運営の強化を図ります ■理事会の開催 ■評議員会の開催 ■三役(会長・副会長・常務理事)調整会議の開催	
(2)監査の実施	事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施します(年2回)	
(3)苦情解決委員会の開催	本会が提供する福祉サービスに係る利用者等からの苦情の解決を図るため、苦情解決第委員会を開催します	
(4)会員募集キャンペーン	7月を中心に地域自治会等の協力を得て、会員募集を実施します ○目標/10,000会員。会費 5600千円 ○会員会費のあり方検討会の設置	◆会費だけではないつながりを意識し、別な参加形態(募金箱、自動販売機設置等)や、グループ会員などボランティアグループなどでも加入しやすい会員の創設等、会員制度の見直しを検討する検討会を設置します。

2. 研修事業

事業名等	内容	備考
(1)役職員研修	組織の力を高めていくために役職員に対する研修を行います ■役員研修 ■職員研修 ・全体研修(年2回)	◆研修体系に基づき、研修を実施します。
(2)資格取得の奨励	業務に必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得についての支援等を行います	
(3)専門図書等の購入	社会福祉に関する情報収集等のため、福祉関係専門図書等を購入します	

3. 連絡調整事業

事業名等	内容	備考
(1)関係機関とのネットワーク	関係機関の主催する各種委員会へ役職員を派遣し、市民の声を届けるとともにネットワーク化を図ります	
(2)民間助成等の情報提供	関係団体への情報提供および申請があった場合の推薦書などの交付を行います	
(3)後援名義の使用許可	関係団体が主催する社会福祉を目的とする各種事業等の市民への周知のために後援等を行います	

4. 普及・宣伝事業

事業名等	内容	備考
(1)「あいあい通信」の発行	地域福祉に関する普及宣伝のため、市民参画の広報部会を設置して「あいあい通信」の企画・編集を行います ○タブロイド版 8 ページ・年 5 回・1 回 75,000 部発行	◆「あいあい通信」やホームページを活用して、社協活動の普及と自主財源確保のために、募金箱の設置などを呼びかけていきます。 ◆立川市の広報紙「広報たちかわ」や一般紙、ミニコミ紙等への関係記事掲載、ケーブルテレビや FM ラジオ等との連携による普及宣伝活動を行います。 ◆創立 50 周年事業は、50 年の歴史を振り返るとともに、社協の PR の機会として実施します。実施にあたっては、市民参画の実行委員会にて検討を行い、進めていきます。
(2)ホームページの運営	ホームページのリニューアルを機に、ホームページにより、普段本会と接点のあまりない市民層を対象に情報提供を行っていきます	
(3)創立 50 周年記念事業	立川市社協は創立 50 周年を迎えます。一つの節目として、記念式典の開催や記念誌を発行します ○立川市社協創立 50 周年記念式典 H22 年 11 月 23 日(祝)	
(4)会員向けイベント	社協の活動を支える会員対象のイベント(講演会・映画上映会等)を開催し、併せて社協事業の PR の機会とします	
(5)パンフレット等の発行	市民向けの社協紹介パンフレット「あいあいガイド」を発行し、社協事業への理解を図ります	

5. 人材育成

事業名等	内容	備考
(1)実習生の受け入れ	社会福祉の専門家や看護師等をめざす学生等に、人材育成の一環として実習の場を提供します	◆実習を行う学校が増え、徐々に依頼件数や受け入れ人数が増えてきています。より効果的な実習となるよう、職員の社会福祉士実習指導者講習の受講を促進します。

II 地域福祉事業

第3次「立川あいあいプラン21」の推進と評価を行う市民参画の委員会を設け、プランの推進を図ります。また、市民の生活課題に対して、立川駅前にある伊勢丹立川店内の社協あいあいステーションで、専門相談事業などを行い、相談窓口を充実させ、誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまちを築くよう、次の事務事業を行います。

1. 第3次「立川あいあいプラン21」推進評価委員会

事業名等	内容	備考
(1)「立川あいあいプラン21」推進評価委員会の開催	第3次「立川あいあいプラン21」の推進と評価、進捗管理等を任務とした市民参画の委員会を設置して、地域福祉の推進を図ります	◆立川市が策定した、「第2次地域福祉計画」の推進委員会とも連携を取りながら、計画の推進を図ります。

2. 相談事業

事業名等	内容	備考
(1)専門相談事業	市民の多様化する生活課題に応えるため、関係機関の協力を得ながら、総合福祉センターと社協あいあいステーション	◆社協あいあいステーションでの相談については、駅前という立地と休日でも開いて

	<p>ーションにて、専門相談事業を行います</p> <hr/> <p>■総合福祉センター</p> <p>○アルコール相談(月2回)／当事者団体</p> <p>■社協あいあいステーション</p> <p>○心のふれあい相談(週1回)／民生委員</p> <p>○法律相談(月4回)／司法書士・弁護士</p> <p>○税金相談(隔月1回)／税理士</p> <p>○年金・労務相談(隔月1回)／社会保険労務士</p> <p>○高齢者在宅介護相談(隔月1回)／地域包括支援センター</p> <p>○成年後見相談(月1回)／司法書士</p> <p>○相続相談(月2回)／相続アドバイザー</p> <p>○行政手続相談(月1回)／行政書士 ※外国人の在留資格・法人登記等、行政の諸手続に関する相談</p> <p>○福祉のしごと相談(月1回)／キャリア支援専門員</p>	<p>いるという条件を活かし、他の相談機関が休みのときに、市民が相談を受けられるような体制としています。</p> <p>※法律、成年後見相談は土曜日に開催。</p> <p>税金、年金・労務相談は日曜日に開催。</p>
(2)相談員連絡会の開催	心のふれあい相談員、アルコール相談員を中心に、ケース検討や情報交換等を行う連絡会を開催します	

3. 「社協あいあいステーション」運営事業

事業名等	内容	備考
(1)相談事業	総合相談窓口の初期対応窓口として、福祉や介護等に関する相談を実施します ※専門相談については前掲	◆相談窓口とともに、社協のPR窓口としての活用を図っていきます。
(2)ミニ手づくり教室「あいのて」	高齢者の生きがいづくりの場として実施します(月3回) ・材料費として、1回735円(税込)の参加費を徴収 ○講師・あいあいステーションスタッフ	◆参加者が増えてきたため、回数の増加を検討します。
(3)手づくりショップの運営	市内および近隣の小規模作業所等の利用者や、シルバー人材センターの会員が作成した手づくり品の販売を実施します	◆手づくり品の販売を切り口に、施設・団体の活動支援やネットワークづくりを目的として運営します(売上:年間2,000千円)
(4)普及イベントの実施	手づくり品ショップのPR等のため、出展団体との協働により、普及イベントを開催します ○年2回程度	◆イベントに参加された方々が、ボランティアとして関わっていただく事業展開を図っていきます。
(5)書類等の預かり業務	駅前という立地を活かして、会費・募金、ボランティア保険の受付、書類の預かり業務等を行い市民の利便性の向上を図ります	

4. 緊急援護事業

事業名等	内容	備考
(1)緊急援護事業	一時的に生活が困窮になった方への援護事業を実施します ■緊急援護	◆経済不況により、この事業に対するニーズも高まっています。

5. 助成事業

事業名等	内容	備考
(1)地域福祉活動費助成	会員会費協力自治会および市内団体に対し、地域福祉活動費の助成を行います ■自治会助成・会費の18%の金額を助成 ■団体助成 3団体	

Ⅲ 市民活動センター事業

市民活動を価値観・分野・形態で分断せずに、包括的に支援していく中間支援組織として、市民参画による運営委員会を設置して「市民活動センターたちかわ」を運営し、「協働の推進」、「地域づくり」、「市民活動支援」の3つのキーワードに基づき、以下の事務事業を行います。

1. 運営委員会によるセンター運営

事業名等	内容	備考
(1)運営委員会による運営	市民参画による運営委員会を設置して、市民活動センター事業の企画、推進、評価を行います。 ■運営委員会の開催 ■専門委員会の開催 ①課題解決実行委員会 ②団体支援委員会 ③事業推進委員会	◆運営委員会は、市民20名で構成され年間4回開催、各専門委員会は、年間12回開催します。

2. キーワード1:「協働の推進」

事業名等	内容	備考
(1)市民と行政との協働の推進	市民と行政によるまちづくりを進めるために、協働の仕組みづくりを支援します。市民と行政の「協働」事業や地域イベントなどに積極的に参画します。 ■たちかわ市民みらい会議との連携 ■たまたがわ・みらいパーク企画運営委員会への協力 ■「楽市」実行委員会への参画 ■立川市総合防災訓練への参画 ■駅前放置自転車クリーンキャンペーンへの参画 ■立川市文化芸術のまちづくり協議会への参画	◆立川市第2次・第3次基本計画策定市民会議のOB等を中心に組織されるたちかわ市民みらい会議の定例会などに連携して、協働の仕組みづくりなどについて研究します。 ◆市民と行政の協働で運営されている、たまたがわ・みらいパーク(旧多摩川小学校)の活動に協力し、協働の推進に寄与します。 ◆「楽市」実行委員会に参画し、「まち」のにぎわい、市民活動団体のPRや財源確保の場の提供に努めます。(参加団体:30団体) ◆立川市総合防災訓練に参画し、災害ボランティアの啓発を行います。 ◆誰もが社会に貢献できる活動として、駅前放置自転車クリーンキャンペーンに小学生や障害者の参加のコーディネートを行ないます。(参加者数:40名) ◆市民の文化芸術活動を支援する文化

		<p>芸術のまちづくり協議会に参画しネットワーク構築に寄与します。</p> <p>◆協働事業の連絡・調整回数(15回)</p>
(2)関係機関・団体との協働事業の実施や支援	<p>関係機関・団体と協働して地域課題の解決を図ります。</p> <p>■立川市民生委員・児童委員協議会</p> <p>■地域包括支援センターとの連携</p> <p>・立川市地域ケア会議</p> <p>・立川市小地域ケア会議</p> <p>・相談センター連絡会</p> <p>・介護予防業務連絡会</p> <p>■立川市子ども支援ネットワーク</p> <p>■高齢者虐待防止ネットワーク</p> <p>■地域学習館運営協議会</p> <p>■多摩コミュニティビジネスネットワーク</p> <p>■たちかわコミュニティビジネスプロジェクト</p> <p>■障がいのある人もない人も暮らしやすい立川を考える会</p>	<p>◆定例会等への参加を通して、関係機関との連携を強化します。</p> <p>(定例会等への参加回数:180回)</p>
(3)企業等との協働事業の実施や企業の社会貢献活動の支援	<p>関係団体や企業等と協働事業を実施して、地域福祉の啓発、企業の社会貢献活動、市民のボランティア活動への参加などの推進に寄与します。</p> <p>■ふれあいミュージックフェスティバル</p> <p>■立川商工会議所事業(たちかわ散策ウォーキング等)</p> <p>■企業の社会貢献活動の支援</p>	<p>◆東京ガス多摩支店、国立音楽大学と協働して、誰もが良質な音楽にふれる機会を提供します。(来場者:1,100名)</p> <p>◆立川商工会議所と連携し、「まち」を案内するボランティアの活動の場を創出します。</p> <p>◆企業の社会貢献活動の相談とコーディネートを行います。(企業数:10社)</p>
(4)各種企画委員会やプログラムへのスタッフ派遣	<p>東京都社会福祉協議会等の各種委員会やプログラムにスタッフを派遣し、他地区社会福祉協議会等と情報交換を図り、センター事業に活かします。</p> <p>■ボランティア・市民活動センター長会議</p> <p>■北西ブロックボランティア担当者会議</p> <p>■事務局連絡会</p>	<p>◆定例会議等へ派遣します。</p>

3. キーワード2:「地域づくり」

事業名等	内容	備考
(1)地域福祉コーディネーターの配置による住民福祉活動の推進	<p>栄町・若葉町地区にモデル配置された地域福祉コーディネーターは、地域課題の解決や予防を重視した活動を地域包括支援センターや自治会、民生・児童委員協議会、グッドネイバー運動推進団体等とともに行ってきました。第3次立川あいあいプラン21でも重点推進事項に位置づけ、他地区へ増員配置し、住民相互の連携を図り、住民福祉活動を推進します。</p> <p>■各種相談の受付とコーディネート</p> <p>■住民グループの組織化の推進</p> <p>■定期的な広報誌の発行</p> <p>■地域での生活課題に対応した講座等の開催</p>	<p>◆市内2地区に配置します。</p> <p>◆市民生活に関するあらゆる相談に対応します。(相談受付件数:300件)</p> <p>◆支えあいサロンや助けあいグループ等の組織化を図ります(組織化数:6カ所)</p> <p>◆広報誌により地域福祉コーディネーターの役割の浸透を図ります。(発行数:2回・22,000部/年)</p> <p>◆まちの課題を把握して、関係団体と講座等を開催し、その解決を図っていきます。(開催数:2回・40名)</p>

<p>(2) 地域懇談会の開催</p>	<p>地域懇談会を開催して、住民活動ネットワークを形成し、専門機関や地域関係団体等との連携の促進、地域の生活課題の解決を図ります。地域懇談会を充実させることで、「福祉のまちづくりの場」を醸成します。</p> <p>■地域懇談会の拡充</p>	<p>◆未開催地区での開催や、現開催地区の充実を図ります。(参加者数:1,020名)</p>
<p>(3) グッドネイバー運動推進団体、地域関係団体との連携</p>	<p>小地域での学びあい、助け合い、支えあい活動などを行うグッドネイバー運動推進団体の支援を行ないます。同団体の他、地域関係団体(自治会、老人クラブ等)と連携して地域懇談会の実施や地域づくりに根ざした活動を行います。</p> <p>■柴崎町、栄町、若葉町、西砂・一番町のグッドネイバー運動推進団体の支援</p> <p>■グッドネイバー推進団体との協働事業の実施</p> <p>■地域関係団体との連携による福祉学習活動の実施</p>	<p>◆グッドネイバー運動推進団体の活動費の助成や定例会への参加などとおして、小地域福祉活動を推進します。</p> <p>◆グッドネイバー運動推進団体と地域包括支援センターの連携を働きかけ、介護予防などの推進を図ります。</p> <p>◆福祉学習活動の実施(参加者数:160名)</p>
<p>(4) 住民グループの組織化支援</p>	<p>高齢者や子育て中の親などが、家庭や地域の中で孤立した生活を送ることがないように、住民のたまり場、交流の場としての支えあいサロン活動や、各種の見守り、たすけあい活動、居場所づくり等の組織化を支援します。</p> <p>■支えあいサロングループへの情報提供、活動費助成</p> <p>■たすけあい事業・グループの立ち上げ支援</p> <p>■地域の居場所づくりの支援</p> <p>■自助グループの組織化支援</p>	<p>◆地域包括支援センターなどと連携し、支えあいサロン活動を推進します。(サロン登録団体数:50団体)</p> <p>◆住民グループや自治会、老人クラブ等による見守り活動、たすけあいグループの運営や立ち上げを支援します。(新規立ち上げ数:4ヵ所)</p> <p>◆誰でも気軽に立寄れる「地域の居場所づくり」を進めます。(居場所づくりの調査・研究を行います)</p> <p>◆当事者の会や家族会等、地域における自助グループの組織化を支援します。(組織化数:2グループ)</p>
<p>(5) 学校を核とした市民学習支援、地域づくり</p>	<p>市内の小中学校、高等学校の授業を通して、児童・生徒と地域住民が学びあい、交流しあう授業づくりのコーディネートを行い、児童・生徒が多様な価値観にふれ、心の豊かな成長を促し、学校を核とした地域づくりに寄与します。</p> <p>■総合学習の時間や中学生の職業体験、都立高校の「奉仕体験活動」のコーディネートの実施</p>	<p>◆地域住民、ボランティア、市民活動団体等の協力者と学校との関わりが広がるよう、コーディネートを行います。(支援校数:16校・体験人数6,500名)</p>
<p>(6) 地域防災活動等への住民参加の促進とネットワークづくりの推進</p>	<p>地域での防災・防犯に関する懇談会やまち歩き等を開催し、ネットワークづくりを推進します。</p> <p>防災地区事業や小学校を拠点とした町単位での地域防災訓練等へ参画し、住民参加を促進します。</p> <p>■懇談会、まち歩き等の開催</p> <p>■地域防災訓練への参画</p>	<p>◆地域住民の参加を促進し、ネットワークをつくります。(開催数5回・参加者数100名)</p>
<p>(7) 小中学校介助員事業の充実とコーディネート</p>	<p>市立小中学校の通常の学級において、学校生活に支援が必要な子どもへの移動にかかわる介助などを行う介助員事業が円滑に進むようにコーディネートを行います。</p> <p>■介助員にかかる、市と事業者、学校間のコーディネート</p>	<p>◆身体障害児が安心して通学できるよう事業を実施します。(対象校数:11校)</p>

4. キーワード3:「市民活動支援」

事業名等	内容	備考
(1) 市民活動に関する相談受付とコーディネート	ボランティア活動、NPO活動などに関する相談を受け、市民のボランティア活動への参加や課題解決などを図るコーディネートを行います。 ■窓口、電話、訪問、メール等による相談受付	◆ボランティア活動、市民活動などに関する相談を多様な方法で受け、市民の課題解決につなげます。(相談件数年間:1,100件)
(2) 市民活動参加支援や啓発イベントの開催	市民の誰もが気軽にボランティア活動、市民活動に関われる、きっかけづくりや参加につながる養成講座と啓発イベントを実施します。市民活動団体の立ち上げ相談等の支援も行います。 ■市民活動へ参加のきっかけになる講座の開催 ■市民活動の啓発イベントの開催 ■市民活動団体の立ち上げ支援	◆市民活動団体の紹介、体験プログラム等の開催 ◆楽市での啓発ブースの設置(参加者:200名) ◆市民活動団体の立ち上げ支援(支援数:10団体)
(3) おもしろボランティア大学の開催	多様な市民活動を行う団体を講師に迎えて学ぶことや、地域イベントにスタッフとして参加することなどをとおして、市民活動に触れ、ボランティア活動のきっかけづくりや登録団体の活動紹介、その場に集まった参加者の学びあいの機会を作ります。 ■「おもしろボランティア大学」の開催	◆年間4回開催し、市民学習を推進します。(参加者数:60名)
(4) ボランティア体験プログラムの実施	福祉施設、児童館、保育園、環境団体等の市民活動団体の協力を得て、市民のボランティア活動へのきっかけづくりを目的に体験プログラムを実施します。 ■「夏！体験ボランティア」(7~8月)の実施	◆中高年層の体験プログラムの開発も検討します。(参加者:170名、体験プログラム数:100)
(5) 市民活動情報の受発信機能強化	市民のボランティア活動への参加を促進するために、関連する情報の収集、提供に努めます。 ■福祉施設等紹介冊子「ボラえもん」の発行 ■情報閲覧コーナーの整備 ■図書の本棚の整備 ■市民活動センター★たちかわ通信の発行 ■市民活動センター・メールマガジンの発行	◆「ボラえもん」の発行数は140部を予定します。 ◆市民が市民活動などに関する多様な情報を気軽に手に取ることが出来るような閲覧コーナーを整備します。(掲示数:1,500件) ◆図書の貸出を行います(貸出件数:60冊) ◆市民活動センター★たちかわ通信を毎月1回5,300部発行します。なお、社協あいあい通信発行月については、その通信に掲載します。また、小中学校向けに特別号を作成します。(年3回、1回13,000部。総発行部数:76,100部) ◆通信に掲載した情報をメールマガジンとして配信します。
(6) 団体登録の促進	市民活動センターへの団体登録を促進し、市民等に広く団体の活動を紹介するよう、登録団体紹介冊子を発行します。 ■団体登録の促進 ■市民活動センター登録団体紹介冊子の発行	◆登録することのメリット(学習等供用施設の無料利用など)を周知し団体登録を促進します。(登録団体数:150団体) ◆登録団体紹介冊子は平成22年度の夏季に内容を更新します。(発行数:330部)

(7) 市民活動向け講座・研修会等の開催	<p>NPO法人格を取得して市民活動を行ないたい市民を対象に設立ガイダンスを実施するとともに、団体運営に欠かせない実務に関する講座やマネジメント講座などを行って市民活動の活性化を図ります</p> <p>■NPO 法人設立ガイダンスの開催</p> <p>■「定款のつくり方」、「会計」、「税務」、「労務」に関する市民活動団体向け実務講座の開催</p> <p>■目標管理や会議の運営、広報力アップなど、NPO 団体の課題に応じたマネジメント講座の開催</p>	<p>◆NPO法の解説やNPO化の意義、申請手続きなどを伝えるガイダンスを年間4回開催します。(参加者:30名)</p> <p>◆税理士や社会保険労務士といった専門職を招いた連続講座を開催します。(参加者:30名)</p> <p>◆市民活動団体の課題を探り、課題解決に有効な講座を年間2回開催します。(参加者数:40名)</p>
(8) 市民活動団体の相互交流の推進	<p>市民活動団体間やサロン間の出会いや情報交換、協働、ネットワークの強化による団体の課題解決などを目的に連絡会を開催します。</p> <p>■市民活動センター登録団体連絡会の開催</p> <p>■サロン等連絡会の開催</p>	<p>◆年間2回開催します。(参加団体:15団体)</p>
(9) 市民活動団体助成事業の実施	<p>市民活動団体の立ち上げ資金や、事業資金を助成して市民活動団体の活動の安定・充実を図ります。</p> <p>■市民活動団体助成事業の実施</p>	<p>◆年間2回(上半期4月、下半期9月)申請を受け、審査会を実施します。(助成団体数:30団体)</p>
(10) 事務機器などの貸出機材の整備	<p>市民活動団体の円滑な会議運営、事務の効率化などを図るために、事務機器などを整備し、貸出しを行います。</p> <p>■印刷機、PC、拡大コピー機、紙折り機などの貸出し</p> <p>■ボランティアルームの貸出し</p>	<p>◆多様な事務機器、車椅子、図書、備品、スペースの貸出しを行いません。(活用団体:800団体)</p>
(11) ボランティア保険の加入受付	<p>ボランティア活動中の万一に備えた、ボランティア保険、行事保険の加入を受け、安心してボランティア活動ができるよう支援します。</p> <p>■ボランティア保険、行事保険の加入受付の促進</p>	<p>◆年間を通したボランティア保険、イベントごとの行事保険の加入を促進します。(ボランティア保険加入者数:3,000名)</p>

IV 生活福祉資金貸付事業・東社協受託事業

他機関からの借入れが困難な低所得世帯等を対象に、世帯の経済的自立を目的として、民生委員と連携を取りながら、生活福祉資金等の貸付事業を行います。

1. 生活福祉資金等貸付事業

事業名等	内容	備考
(1)生活福祉資金	更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、災害援護資金の6項目について、貸付を行うとともに、利用している方への償還事務を行います。	◆平成20年後半からの経済不況による、失業者の増加などに伴い、平成21年度より制度全体の見直しを図られ、再編されました。
(2)緊急小口資金	低所得世帯で、医療費支出の増大などにより緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合、10万円までの資金の貸付を行います。	
(3)不動産担保型生活支援資金	現在居住している自己所有の不動産に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行います。	
(4)要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金	不動産を所有する要保護状態の高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活資金の貸付を行い、世帯の自立支援や、生活保護制度の適正化を図ります。	

(5)総合支援資金	これまでの離職者支援資金から改正されたもの。住宅手当、臨時特例つなぎ資金とあわせ、第2のセーフティネットの一環として、離職者に対して生活支援を行います。	
(6)臨時特例つなぎ資金	生活保護や住宅手当などの受給が決定している方に対して、手当等の給付までの間の生活費について貸付を行います。	

2. 研修事業等

事業名等	内容	備考
(1)生活福祉資金調査委員会	生活福祉資金の貸付や償還猶予、利子免除などを審査する委員会を必要に応じて開催します。 ○委員 10名	
(2)民生委員研修	民生委員を対象に、制度を取り巻く新たな流れについての講演やケース検討などを行い、利用者の生活支援に寄与できるよう研修を実施します。(年1回)	

V 地域包括支援センター事業●

地域包括支援センターは、地域ケアにおける総合的な相談対応、マネジメントを担う中核機関として、社会福祉士、保健師・看護師、主任介護支援専門員といった専門職を配置し、地域に総合的・重層的なサービスネットワークを構築することを基盤として、以下の4つの業務を行います。

①「総合相談・支援機能」

地域の高齢者の実態把握や総合相談対応・支援、関係機関とのネットワーク形成などを行います。

②「権利擁護事業」

立川市福祉保健部や社協地域あんしんセンターをはじめとした地域の権利擁護関係機関との連携のもと、1)高齢者虐待防止への対応、2)措置制度の活用、3)成年後見制度の利用支援、4)困難事例への対応、5)消費者被害の予防・対応、の業務を推進します。

③「包括的・継続的ケアマネジメント支援」

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築支援・横の連絡体制の整備、困難事例等に関する介護支援専門員への支援体制の構築を行います。

④「介護予防ケアマネジメント」

要支援者への予防給付のマネジメント、地域支援事業における介護予防の取り組み、地域の予防の取り組み支援を行います。

本会は、地域住民、立川市行政、関係機関・団体との連携に基づき、地域ケアの中核となる基幹的役割の地域包括支援センターを運営し、地域包括支援を進めていきます。また、市内6生活圏域に設置されている6ヶ所の地域包括支援センター、及びランチ機能を果たす福祉相談センターのネットワークの中心となる基幹センターとして、地域における地域包括支援センター活動の支援、及び地域の介護保険サービス事業者・介護支援専門員間のネットワーク形成、活動支援を立川市や関係機関との連携のもとに進め、地域ケア体制の構築を推進していきます。また、社会福祉協議会の各部署と連携し、立川市における地域福祉の推進、住民主体の地域づくりを進めます。

1. 地域包括支援センター事業

事業名等	内容	備考
(1)総合相談支援事業	<p>○市民や関係機関・団体とネットワークを形成し、地域の実態把握を行い、市民のニーズに対する総合相談支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■総合福祉センターにおける総合相談実施 ■介護保険の相談対応・申請代行 ■介護予防・生活支援事業の相談対応・申請代行 ■介護サービスについての苦情対応 ■訪問相談対応の随時実施 ■担当生活圏域(富士見町・柴崎町)の実態把握業務(480件) ■小地域ケア会議の開催(年間6回) ■地域におけるボランティア活動・市民活動とのネットワーク構築 ■高齢者見守りネットワークの推進 	<p>◆地域のボランティア活動や市民活動との連携のために、地域包括支援センター6ヶ所と社協の小地域福祉活動・市民活動センターたちかわとの連携・推進を継続して進めます。</p> <p>◆民生委員活動との連携による支援を行います。</p>
(2)権利擁護業務	<p>○市福祉保健部、及び地域の権利擁護業務や成年後見制度推進における中核である「地域あんしんセンターたちかわ」との連携のもとに、各地域包括支援センターが地域の一時的窓口として住民のニーズを把握し、市民の問題解決、支援に取り組んでいきます。また、地域包括支援センター・福祉相談センターの社会福祉士、あんしんセンターたちかわ職員、市高齢福祉課職員担当職員による「権利擁護業務連絡会」を定期開催し、権利擁護業務にかかる情報交換・共通対応の推進、事例検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域あんしんセンターたちかわとの連携による市民の権利擁護の推進・成年後見制度利用支援 ■高齢者虐待防止・養護者への支援 ■老人福祉施設への措置制度の活用 ■困難事例への対応 ■消費者被害の防止 	<p>◆関係機関間の連携強化の為に、定期的にセンター社会福祉士、社協あんしんセンター職員、行政職員による「権利擁護業務連絡会」を開催し、情報交換・共通対応を促進します。</p> <p>◆市消費生活センター等の関係機関と連携して消費者被害の防止への取り組みを実施します。</p>
(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援	<p>○包括的・継続的ケア体制の構築 施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■医療・保健・福祉の連携体制の構築 ■地域における介護支援専門員・介護サービス事業者のネットワークの構築 ■日常的個別指導・相談対応 ■支援困難事例等への指導・助言 	<p>◆介護支援専門員連絡会、研修会、小地域ケア会議などの場を活用して、介護支援専門員間の横の連絡体制を強化します。</p> <p>◆地域包括支援センターの主任介護支援専門員による「ケアマネジメント支援業務連絡会議」を開催し、共通対応による介護支援専門員へのサポート体制を強化しています。</p> <p>◆市内医療機関と地域ケア関係者との連携促進を図ります。</p>

<p>(4)介護予防ケアマネジメント業務</p>	<p>○地域における要介護予防の取り組みの推進(地域住民・団体との協働による介護予防の取り組み促進)</p> <p>○特定高齢者の把握、及び介護予防事業に関するケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特定高齢者の把握 ■特定高齢者への情報提供と予防ケアマネジメントの実施 <p>○要支援認定者(要支援1・2)の予防給付に関するケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ■要支援1・2認定者への相談対応と予防ケアマネジメント <p>○介護予防教室・家族介護教室の開催(年間5回予定)</p> <p>介護予防に関する知識普及や家族介護者の負担軽減を目的として、身近な地域での介護予防教室、家族介護教室、介護者の集いを実施。</p> <p>○地域包括支援センター「介護予防業務連絡会」のなかで、地域での予防に資する社会資源のリスト化を進め、参加する場づくりを進めます。</p>	<p>◆地域包括支援センターの看護師を中心とした「介護予防業務連絡会」を開催し、特定高齢者への対応の共通化を進めます。</p> <p>◆要支援1・2認定者が年々増加しており、職員一人当たりの予防プラン数が増加しており、予防プラン作成の人員体制整備が課題となります。</p> <p>◆地域住民向けの予防教室、家族介護者教室は、6カ所の地域包括支援センター、3カ所の福祉相談センターが年間計画を立てて、市内全域で取り組みます。互いのセンター間の情報交換を進め、効果的な実施を図ります。</p> <p>※特に課題となっている男性介護者への情報の周知や男性介護者向けの企画・実施を進めます。</p>
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 基幹型地域包括支援センターとしての取り組み(市内全域)

事業名等	内容	備考
<p>(1)地域ケア会議の実施</p>	<p>○毎月第3木曜日の定例開催。市内地域包括支援センター6ヶ所、福祉相談センター3ヶ所、市高齢福祉課、健康推進課、多摩立川保健所、立川市消費生活センター、地域あんしんセンターたちかわ、市内病院ソーシャルワーカーらが参加し、地域ケアについての情報交換、意見交換の場となるよう、基幹センターとして企画、開催、進行を担当します。</p> <p>センター間の業務の平準化を図るとともに、関係機関間のネットワーク構築、情報交換を促進していきます。</p>	<p>◆消費生活センターも参加し、消費者被害予防の情報交換を実施します。</p> <p>◆医療制度改革に伴い、市内病院、保健所からの情報提供・意見交換も実施します。</p> <p>◆社協あんしんセンター・市民活動センターも参加し、地域包括支援センターとの連携に努めます。</p>
<p>(2)地域包括支援センター・権利擁護業務連絡会</p>	<p>○地域包括支援センター・福祉相談センターの社会福祉士、地域あんしんセンターたちかわ担当職員、市高齢福祉課担当職員、弁護士による「権利擁護業務連絡会」を2ヶ月に1回定期開催し、高齢者虐待防止法、成年後見制度利用支援、困難事例への対応などの情報交換・事例検討を行い、地域包括支援センターの権利擁護業務の円滑な推進の為に基盤整備を進めます。年6回開催予定。その他、緊急対応が必要なケースが出た場合は連絡会を随時開催します。</p> <p>地域の高齢者虐待防止・養護者への支援をテーマとした普及啓発、関係者への研修を行います。また、関係機関による拡大ネットワークの構築については、市高齢福祉課、あんしんセンターたちかわとの共同のもとに推進します。</p>	<p>◆センター職員の高齢者虐待防止法、成年後見制度などの共通対応を促進します。</p> <p>◆高齢者虐待防止法に伴う、「立川市高齢者虐待対応マニュアル」を平成20年度から施行しています。連絡会のなかで内容の見直しを随時進めます。</p> <p>◆支援困難事例への対応方法の検討を行います。</p>

<p>(3)地域包括支援センター・介護予防業務連絡会</p>	<p>○市健康推進課保健師、市高齢福祉課担当職員、地域包括支援センターの看護師、市民活動センターたちかわ担当職員、オブザーバー参加の都老人総合研究所職員による「介護予防業務連絡会」を2ヶ月に1回定期開催し、特定高齢者への予防ケアマネジメント、地域での予防の知識の普及・啓発などの情報交換・事例検討を行い、地域包括支援センターの介護予防業務の円滑な推進を図ります。その他、地域包括支援センターの介護予防教室、介護者支援についてのセンター間情報交換・共同対応を推進します(年6回)。</p>	<p>◆特定高齢者への対応、介護予防マネジメントの方法の検討、センター間の共通理解の促進のほか、市民活動センターなどとの連携による地域住民活動との連携、社会資源開発の検討を行います。</p> <p>◆介護者支援の方策検討を行います。</p>
<p>(4)地域包括支援センター・ケアマネジメント支援業務連絡会</p>	<p>○地域包括支援センターの主任介護支援専門員、地域あんしんセンターたちかわ担当職員、市高齢福祉課担当職員・保健師による「ケアマネジメント支援業務連絡会」を定期開催し、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心とした包括的・継続的ケアマネジメント支援業務についての情報交換・事例検討を行い、地域包括支援センターのケアマネジメント支援業務の円滑な推進の為の基盤整備を進めます(年6回)。</p>	<p>◆地域包括支援センターの主任介護支援専門員の地域の介護支援専門員に対する指導・助言機能の向上、ケアマネジメントの地域基盤の整備を進めます。</p> <p>◆地域包括ケア関係機関との連携促進を進めます。</p>
<p>(5)介護支援専門員への支援</p>	<p>○立川市介護支援専門員研修会の実施(年5回)</p> <p>・新任研修、現任研修のレベル別の研修プログラムを設定し、地域の介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を目的として開催します。相談援助面接技法、家族へのケア、介護予防の知識、認知症ケアなどの研修プログラムを外部の専門講師を招いて実施します。</p> <p>○立川市介護支援専門員連絡会(年4回)</p> <p>・地域包括支援センター6ヶ所の主任介護支援専門員、及び6生活圏域から選出された介護支援専門員による連絡会幹事会を組織し、連絡会における企画、実施、運営を行います。行政からの情報伝達、及びグループ討議を中心に介護支援専門員間の横の連携体制構築を行います。</p> <p>・東京都介護支援専門員研究協議会地域ブロック会参加</p> <p>○福祉用具・住環境相談(年8回)</p> <p>・介護支援専門員からの相談に対応し、理学療法士を利用者の自宅に派遣し、福祉用具の適用や活用、在宅生活継続に向けた住環境整備についてのアドバイスを実施します。</p>	<p>◆介護支援専門員の活動の基礎となる知識・技術・価値の習得と実践現場の課題に即した研修プログラムを設定します。</p> <p>◆幹事会の場を通し、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と各生活圏域の介護支援専門員の連携がスムーズになることを意図しています。</p> <p>※都内外の他地区の連絡会との情報交換を進めます。</p>

<p>(6)介護保険事業者・地域ケア関係者への支援</p>	<p>○立川市高齢者ケア研究会(年3回)</p> <p>・市内の地域ケア関係者を対象として、事例研究を中心とした「高齢者ケア研究会」を開催し、地域ケア関係者間の情報交換とサービスの質の向上を推進します。国や都のケアマネジメントリーダー研修修了者、地域包括職員を中心とした幹事会を組織し、企画・実施運営します。</p> <p>○立川市訪問介護事業者連絡会(年2回)</p> <p>・在宅ケアの中心的なサービスである訪問介護事業者の管理者・サービス提供責任者を対象とした連絡会を開催し、立川市からの情報提供、グループ討議等を活用した互いの情報交換の促進、先進事例の紹介、外部講師を招いての研修会を実施します。</p> <p>※別途、サービス提供責任者の懇談会を開催。</p> <p>○立川市通所介護・リハビリテーション事業者連絡会(年2回)</p> <p>・在宅ケア、介護予防等で中心的な役割を果たす通所系サービスの実務担当者を対象とした連絡会を開催し、立川市からの情報提供、グループ討議を活用した互いの情報交換の促進、予防プログラム等の先進的な取り組みの紹介、外部講師を招いての研修会を実施します。</p> <p>○立川市介護施設相談員・介護支援専門員連絡会(年1回)</p> <p>・市内介護施設の相談員や介護支援専門員の横の連携体制を構築することを目標とします。高齢者虐待防止に関する各施設の取り組みや地域連携に関する職員への研修・周知に関する情報交換を進めます。</p> <p>○その他、市高齢福祉課と共催して、随時必要となる事業者連絡会全体会を企画・実施します。</p> <p>○FAX等を使用して市内の社会資源新規情報、制度改定等に関するサービス事業者への情報の周知を図ります。</p>	<p>◆介護保険施行以前より地域で定期的に関催され、地域ケアネットワーク形成の土台の一つとなっている研究会です。医師等の専門職の参加もあり、地域ケア関係者の勉強と情報交換の場となっています。医療・介護・福祉の連携をはじめ、参加者による実践報告・研究発表の場となるように企画を進めます。</p> <p>◆平成20年度より訪問介護事業者による幹事会を結成し、連絡会の企画内容の検討を進めています。</p> <p>◆通所介護・リハビリテーション事業所による市内幹事会を結成し、連絡会内容の企画の検討を進めています。</p>
<p>(7)地域福祉市民フォーラム</p>	<p>○市民や地域ケア関係者の参加・協力のもと、地域福祉の推進を目的とした「地域福祉市民フォーラム」を開催し、地域福祉の課題検討・地域の取り組みの紹介を行います。(12月開催予定)</p>	<p>◆市民参加によるフォーラムとして、地域住民やケア関係者が地域福祉推進や今後の取り組み課題について意見交換する場として毎年開催しています。</p>
<p>(8)高齢者等見守りネットワーク相談協力員全体研修</p>	<p>○立川市高齢者等見守りネットワークの相談協力員および地域包括支援センター・福祉相談センターの職員を対象とした全体研修会を企画・実施します。</p>	<p>◆見守りネットワーク事業の相談協力員の全体研修の場として年2回程度実施。</p> <p>◆担当生活圏域内の協力員懇談会も併せて実施します。</p> <p>◆平成20年度から開始された「ちよこつとボランティア」の登録者への研修としても企画実施します。</p>

(9) 認知症サポーター養成研修	○認知症についての理解を深め、地域で支え手となる「認知症サポーター」の養成を地域の関係団体の協力のもと進めていきます。	◆地域の自治会や老人会、地域グループとの協力のもと、サポーター養成を進めていきます
(10) 東京都社会福祉協議会センター部会・北南ブロック会	○東京都社会福祉協議会センター部会へ参加・協力し、地域包括支援センター事業にかかる情報交換・ブロック活動を推進します。 ○第一地区民協への参加と情報交換 ○担当圏域内の認知症対応型グループホーム運営推進会議への参加協力	
(11) 各種連携会議への参加	○東京都多摩立川保健所等の関係機関が主催する会議・委員会に職員を派遣し、ネットワーク形成を進めます。	
(12) 福祉用具展示・情報提供	○総合福祉センター1階の福祉用具展示・情報提供コーナーを活用した市民・利用者への相談対応を行います(随時)。 ○介護支援専門員・介護サービス事業者・市民を対象とした福祉用具・福祉住環境に関する相談対応、情報提供を実施します。 ○市民向けに短期の車いすの貸し出し事業を実施します。	

VI 市受託事業

立川市からの委託を受け、高齢者や障害者等を対象にサービスを提供します。

1. 機械入浴事業

事業名等	内容	備考
(1) 機械入浴事業	自宅での入浴が困難な、在宅の寝たきり高齢者や障害者を対象に、総合福祉センターにおいて定期的に機械入浴による介護等サービスを提供します。	◆利用者宅と施設の間は特殊寝台車により送迎します。 ◆移乗介護等の介護技術の研鑽に努めます。

2. 難病患者等ホームヘルプサービス

事業名等	内容	備考
(1) 難病患者等ホームヘルプサービス	難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるように家事、介護を提供するホームヘルパーを派遣します。	◆市内の難病認定者が非常に少ないので、現状の派遣を維持し利用者の状態安定を図ります。

VII 福祉作業所事業

企業就労が困難な心身障害者が通所し、授産作業等を通して収入を得ることで自立した生活を支援するために、福祉作業所を運営します。また、各作業所では、それぞれの地域性をいかして、地域住民や団体との連携により地域交流活動を行います。

■栄福祉作業所

1. 授産事業

事業名等	内容	備考
(1)民間企業からの授産作業	○付録の袋詰め ○岩塩袋詰め ○箱組み立て ○ポスティング(チラシ配り)	◆新規作業の開拓をしていき利用者個々の適正に応じた作業の確保をめざします。
(2)手づくり品	○手づくりビーズ商品(ネックレス、ブレスレット、他) ○自家栽培ミント製品(しあわせフクロウ等)	手づくりの商品をいかに売れる商品にしていくか、以下の課題について検討していきます。 ◆「売れる」商品の開発 ◆販売先の確保(バザー以外) ◆極小ビーズ通し作業を得意とする利用者の特長を活かした製品開発

2. レクリエーション活動の実施

事業名等	内容	備考
(1) ランチショッピング	年2回実施 所持金の中で昼食を選び、購入します。	◆社会性を身につけるために行います。買いたいと思うものだけを手に取り必要ないものに触れないなど、社会性を身につけるよう支援します。
(2) 季節の行事	・4月1日 開所式(家族参加行事) ・8月初旬 流しソーメン(作業所内開催 家族参加行事) ・12月24日 クリスマス会(外出) ・12月28日 年末食事会(作業所内) ・1月4日 新年食事会 外食 ・2月初旬 ボウリング大会&外食 ・3月下旬 カラオケ大会&外食	◆季節行事を通して日々の生活を豊かにすることを目的としています。
(3)バーベキュー大会	7月上旬 ・昭和記念公園	◆外へ出かけてみんなで食事を楽しみます。
(4)カラオケ	年に数回カラオケを楽しむ	◆栄会館の部屋を借りてカラオケを楽しみます。

3. ボランティア・実習生の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)ボランティア	夏の体験ボランティアや年間を通して、作業ボランティアの受け入れを行います	
(2)実習生	実習を希望する学生を受け入れます。	

(3)障害当事者実習	特別支援学校実習生を受け入れます	◆実習を通して将来の進路に役立てていただきます。
(4)立川ろう学校 体験ボランティア	ろう学校中学部のボランティア体験を受け入れます(年3回)	受入れることで下記の効果が期待できます。 ◆ろう学校学生、作業所利用者の双方が、さまざまな障害の方に触れあう機会となる ◆言語以外のコミュニケーション(手話等)を利用者が体験できる機会となります。
(5)立川第二中学校 体験学習	立川第二中学校 体験学習 特別支援学級も含む	◆体験学習を通して作業や障害のある方との交流を知っていただく

4. 地域自治会等との交流

事業名等	内容	備考
(1)栄作業所夏まつり	○8月下旬 ・自治会、グットネイバー、子ども会等地域の方々の協力により開催します。	◆地域の方と利用者との「顔が見える関係づくり」を目指します。また、利用者が多くの経験をするにより社会経験の向上を図ります。

■富士見福祉作業所

1. 授産事業

事業名等	内容	備考
民間企業からの授産作業	○付録の袋詰め ○ポスティング(チラシ配り) ○ODM封入作業他	◆新規作業の開拓をしていき、利用者個々の適正に応じた作業の確保をめざします

2. レクリエーション活動の実施

事業名等	内容	備考
(1)一日外出	○年3回の開催 5月下旬 11月下旬 3月上旬	◆利用者で行く場所を決めることで自己決定力の向上を図ることや、公共交通機関を利用し、社会性を身につけることを目的に行います。
(2)季節の行事	○プール活動 7月～9月 ○クリスマス会 12月下旬 ○新年会 1月上旬	◆作業だけでは感じられない季節感を得るために行います。
(3)調理	○毎週木曜日実施。 (年3回ぐらい外食を行う)	◆利用者でメニューを決めることで自己決定力の向上を図ることや、調理することにより食を楽しみます。

3. ボランティア・実習生の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)ボランティア	夏の体験ボランティアや年間を通して、ボランティアの受け入れを行います	◆他係と連携し受け入れの環境を整えていきます。 ◆地域のボランティアの受け入れを行い、市民と利用者との交流の場をつくっていきます。
(2)実習生	実習を希望する学生を受け入れます。	
(3)障害当事者実習	特別支援学校実習生を受け入れます	◆実習を通して将来の進路に役立てていただきます。

4. 地域自治会等との交流

事業名等	内容	備考
(1)地域老人会との交流	○ゲートボール・・・毎週金曜日、自治会内公園で実施します。(9月上旬には市民大会に参加予定) ○切手きり・・・毎月第4火曜日にサロンの場として作業所にて合同で実施します。 ○公園清掃・・・毎月第1、3火曜日、自治会内公園の清掃のお手伝いします。	◆地域の方と利用者との「顔が見える関係づくり」を目指します。また、利用者の社会経験の充実を図ります。
(2)地域自治会との交流	○地域自治会へ継続して加入します。 ○流しそうめん・・・7月上旬 富士見作業所前にて実施予定(招待:あすなろ会(老人会)、地域自治会) ○もちつき・・・2月中旬 富士見作業所前にて実施予定(招待:あすなろ会(老人会)、地域自治会)	

5. 喫茶コーナーの運営

新庁舎での喫茶コーナーを立川市福祉施設交流連絡会等との連携によって運営し、「福祉的就労」から「一般就労」に向けての試行的支援を行います。

事業名等	内容	備考
(1)CAFE「はあもにい」の運営	○障害者の一般就労を目指した喫茶コーナーを関係機関と連携して運営します。	◆5月にオープンします。 ◆就労移行支援事業へ移行させます。

■二作業所共通の事業

1. レクリエーション等

事業名等	内容	備考
(1)遠足	6月予定	◆利用者で行く場所や行程を決めることで自己決定力の向上を図るとともに社会経験の場を提供していきます。
(2)宿泊事業 (2泊3日)	9月22日(水)～24日 予定	
(4)立川市中心身障害者スポーツ大会	10月3日(日)	◆実行委員会に参加。立川市内のさまざまな障害がある方や市民とのふれあいを目的に開催しています。

2. 研修・その他

事業名等	内容	備考
(1)立川市内福祉施設交流連絡会	市内の施設が集まり交流会や勉強会を開催します ○研修会 年2回 ○定例会 隔月開催	◆立川市内の福祉施設が連携し、情報を共有することにより各施設利用者へのサービス等事業の充実を図ることを目的としています。 ◆自立支援協議会とタイアップし、支援のレベルアップを図るべく研修会を開催します。
(2)職員研修	○東京都障害者通所施設職員研修会(年8回程度) ○市立心身障害児・者施設協議会主催職員研修会(年2回程度)	
(3)利用者健康管理	○健康診断 8月中旬実施予定 ○歯ミカップへの参加 10月頃開催予定	◆多摩立川保健所と連携を図りながら「健康」の保持、増進を図ります。

3. 立川市受託作業

事業名等	内容	備考
(1)花苗の育成	立川市からの委託作業として、公園や歩道の植え込みに植える花を3期に別けその季節の花の苗を育成します ○第1期…5月中旬～6月中旬 ○第2期…9月中旬～10月中旬 ○第3期…11月上旬～12月中旬	◆利用者個々の適性に合った作業を確保して工賃のアップを目指します。 ◆社協として、市内の施設を取りまとめる役割を担っています。
(2)都市軸の清掃	立川市からの委託事業として市内の施設と協働して毎週水曜日に清掃を行います ○1施設としては月2回、上半期については計12回の清掃活動を行います	

VIII 居宅介護支援事業

利用契約された市民に対し、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、質の高いケアマネジメントを行うことにより、市民の安心した生活に寄与します。また契約制度における地域のセーフティネットとして、緊急対応が必要なケースや支援困難事例への対応、介護予防計画作成への協力を地域包括支援センターと連携して実施します。また、地域包括支援センターが実施する各種事業に協力していきます。

事業名等	内容	備考
------	----	----

<p>(1)介護サービス計画の作成</p>	<p>立川市民の居宅サービス計画を作成することにより ①市民の安心に寄与し、②市内の福祉・介護ニーズを把握し、地域包括支援センター事業と連携を図り、③介護保険事業全体の健全運営に寄与します。</p> <p>■契約された市民に対するケアマネジメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期相談～訪問面接 ・アセスメント(生活課題の分析・抽出) ・ケアプラン(介護・予防サービス計画)の作成 ・サービスの実施(依頼・連絡・調整) ・モニタリング(状況確認、サービス担当者会議開催) ・評価～再アセスメント <p>以上を繰り返すケアマネジメントサイクルの実施を通し、市民の生活課題の解決、生活の質の向上をめざします。</p>	<p>◆介護サービス計画作成 月 115 件以上、予防サービス計画作成 月 12 件以上の作成を行います。</p> <p>◆居宅介護支援事業所からみる地域サービス全体のモニタリング機能をもっています。ケアマネジメントは介護保険制度の要となるもので、ケアマネジャーは制度におけるキーパーソンの役割があります。困難といわれる事例が地域から見放されることがないようセーフティネットの役割を担っています。</p>
<p>(2)小地域ケア会議・介護支援専門員連絡会等のネットワーク会議への参加・協力</p>	<p>『地域におけるネットワーク作りへの参加・協力』 地域包括支援センターが実施する小地域ケア会議、介護支援専門員連絡会、各種研修会等への参加・協力により、地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員、各関係機関との情報交流を行い、地域でのネットワーク作りに寄与します。</p>	<p>◆ケアマネジメントの実施を通し、介護保険事業に関わる相談機関間の連携を強化します。また民間サービス事業所とのパイプ作りを担い、市内のケアマネジャー等の持つ悩みや制度の課題等に早く気づく事で、立川市や地域包括支援センターとの連携を図ってきています。</p>
<p>(3)介護認定調査委託事業の実施</p>	<p>立川市の要介護認定調査(訪問調査)に協力します。</p>	<p>◆立川市への協力および他市在住者で市内の近隣施設入所者、近隣病院入院者への調査協力を実施します。</p>

Ⅸ 通所介護事業

要支援、要介護認定を受けた高齢者がデイサービスに通い、仲間とふれ合うことで社会的孤立感を解消し、創作的活動や機能訓練を通じて心身の機能の維持を行うとともに、利用者家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的に「介護予防通所介護」「一般型通所介護」「介護予防認知症対応型通所介護」「認知症対応型通所介護」を運営します。重点的な取り組み事項は、「機能訓練体制の強化」「入浴サービスの充実」「認知症に適したスペースの設置」「地域との交流」とし、あわせて社協が運営する通所介護として、地域の福祉課題の把握や地域におけるセーフティネットの構築に寄与します。

1. 一般型通所介護

事業名等	内容	備考
<p>(1)介護予防型通所介護</p>	<p>要支援者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います。</p>	<p>◆理学療法士等による運動器機能向上に力を入れます。</p>
<p>(2)一般型通所介護</p>	<p>要介護者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います。</p>	<p>◆年間総延べ利用者数3216名を目指します。</p>

2. 認知症対応型通所介護

事業名等	内容	備考
(1)介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、機能訓練、その他必要な日常生活上の支援を行います。	◆認知症の利用者に適した環境、療法等を導入し、個別的ケアと尊厳保持を目指します。 ◆年間総述べ利用者数2346名を目指します。
(2)認知症対応型通所介護		

3. 会議・研修計画

事業名等	内容	備考
(1)運営会議	常勤職員が出席し、運営課題の改善を図ります。	◆月2回 (運営会議、業務改善ケース会議)
(2)全体会議	常勤、非常勤職員の全員が参加し、情報共有、業務改善を図ります。	◆年4回 (法人理念、計画、マニュアルの確認、ケア方針の統一、情報交換等)
(3)全体研修	常勤、非常勤職員の全員が参加し、職員の資質向上を目的に、講演会や事例検討等の研修を行います。	◆年4回 (事例検討、講師による介護技術等のスキルアップ)
(4)運転職員研修	送迎車運転職員の技能の向上のために、外部研修に参加します	◆年1回 (および新任者は新任研修)

4. ボランティア・実習生の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)ボランティア	夏の体験ボランティアの受け入れ、および年間を通して、活動、行事、お茶入れなどの業務補助のためのボランティア受け入れを行います。	◆地域のボランティア受け入れを行い、地域と施設との交流の場をつくっていきます。
(2)実習生	社会福祉士資格を目指す学生等の受け入れを行います。	◆社協全体で受け入れる実習の一部を担います。

X 訪問介護事業

要支援、要介護認定を受けた高齢者が、住みなれた地域での生活を継続できるように、その居宅にホームヘルパーを派遣します。

訪問介護事業はヘルパーの人材不足が続き、サービス提供に苦慮しています。22年度は「人材確保」を重点取り組み事項としていきます。ヘルパーの雇用形態、募集の方法等を見直して人材確保に努め、またサービス提供責任者やベテランヘルパーから新任のヘルパーへと技術の伝承や情報共有を図ることによってサービスの質を高め、より利用者の要望に応えられるようにサービスの充実を図ります。

1. 訪問介護

事業名等	内容	備考
(1)介護予防訪問介護	要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる支援を行います。	◆質の高いサービス事業所として東京都への届出により、「特定事業所」の指定を受けています。 ◆合計で年間 23,065 時間の派遣を目指します
(2)訪問介護	利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。	

2. 会議・研修計画

事業名等	内容	備考
(1)サービス提供責任者会議	係長、管理者、サービス提供責任者が出席し、運営課題の検討やケース検討を行います。	◆月1回
(2)業務改善会議	管理者、サービス提供責任者が出席し、業務課題の改善を図ります。	◆援助を困難にする複合課題ケースなどの検討、時間外勤務の短縮などに取り組んでいます。月1回
(3)ヘルパー研修	ヘルパーの資質向上を目指してグループ討議や、講師を招いた講演会を行います。 おもな年間予定： ・ ヘルパーの心得 ・ 倫理・法令遵守 ・ 動作介助研修(移乗介護等身体介護) ・ 緊急対応と応急処置 ・ 口腔ケアについて	◆サービス提供責任者とヘルパーの連携や、会議・研修の定期開催などの取り組みが特定事業所として評価されています。 ◆年5回
(4)ヘルパーグループ会議・研修	ヘルパーが少人数のグループ単位で選択した課題について会議や勉強会を開催します。 おもな年間予定： ・ 感染症予防と対策(ノロウイルス、食中毒) ・ ヒヤリハット事例検討 ・ ヘルパー業務における防災と災害時対応 ・ 家事援助(生活援助)調理編・掃除編 ・ 事例検討、記録のとり方 ・ 認知症について	◆年6回実施 ◆全体研修と合わせ、ほぼ毎月ヘルパー間での交流やスキルアップを図ります。

X I 生活介護事業

地域において就労の機会等が得がたい在宅重度障害者が通所し、機能訓練、文化的活動、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を図ると共に生きがいを高めることを目指します。一つの事業所ですが、現在は、身体障害者用のデイルーム（マンボウ）と知的障害者用のデイルーム（コスモス）に分かれて、活動を行っています。

立川市の新庁舎移行に伴う総合福祉センターの空きスペースを利用して、生活介護支援事業所の定員を40名から60名に拡大します。また、医療的ケアが必要な方の受け入れについても検討していきます。

■マンボウ（身体障害者用デイルーム）

1. 日常活動

事業名等	内容	備考
(1)PT(理学療法)	東京小児療育病院より理学療法士を派遣依頼し実施します。(年6回)	◆基本動作能力の機能回復・維持を目的に、動きの悪くなった関節の可動域拡大や筋肉低下に対する強化、体力の維持・向上を図ります。
(2)OT(作業療法)	東京小児療育病院より作業療法士を派遣依頼し、実施します。(年6回)	◆日常生活の諸動作に必要な心身機能の回復・維持を図っていきます。
(3)プール活動	センター内プールを利用し、実施します。(週2回)	◆日常生活では使わない低下した筋力の向上を目指します。
(4)調理活動	調理室とランチルームにて実施します。(月2回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけることを目的としています。
(5)足浴	デイルームまたは屋外にて足浴を行います。(週2回)	◆足浴によるリラクゼーションを図ります。
(6)半日外出	電車体験及び立川駅周辺への散策等を実施します。	◆2～5グループに分かれ、電車体験において公共機関の利用を行うことで社会性を身につけることを目標とします。
(7)一日外出	6グループに分かれ、目的を持って外出します。 ○年3回実施	◆市内外の施設などへ出かけ、社会経験の幅を広げるよう支援していきます。
(8)音楽	利用者自身が選曲した曲をかけ、発声したり、楽器を鳴らしたりそれぞれに音楽を楽しみます。(週1回) ○ボランティアによる音楽会(随時)	◆利用者のリフレッシュ、レクリエーションを目的に実施。各自の好きな音楽を探し、実践することにより他の活動においても自身の意思を示すよう支援していきます。
(9)避難訓練	利用者、職員に対して、避難誘導等の訓練を実施します。(月1回)	◆継続的に行うことで災害時にすばやい避難を可能にすることを目的とします。
(10)レクリエーション	利用者全員がかかわれるゲームを考案し実施します。(月1回)	◆集団で行うゲームを通して協調性を身につけ、団体の中で自己決定及び意思表示を行う経験を得ることを目的としています。
(11)季節行事	季節を感じることのできるレクリエーションを行います。(月1回)	◆行事準備を自ら行うことで、参加しつくりあげる経験を得て、協調性及び主体性を養うことを目的とします。

(12)健康診断	立川保健所にて実施します。(年6回) ○20名	◆個々の健康状態を把握し食事や運動について今後の支援に活かします。
(13)お菓子作り	調理室とランチルームにて実施。(月1回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけるとともにお菓子を作ることを楽しみます。
(14)家族懇談会	活動方針、満足同調査結果の説明を行います。(年2回)	

2. 実習生等の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1)特別支援学校実習生受け入れ	実習生を受け入れます。	
(2)職場体験	市内中学校生の職場体験に協力します。	
(3)実習生受け入れ	「教員免許法の特例による介護等体験事業」における介護体験者を受け入れます。	

3. 交流活動

事業名等	内容	備考
(1)他施設との交流	小平市障害福祉センターとの交流会を実施します。 (年1回)	◆他施設の利用者との交流を通じて、出会いによる新たな発見を得ることを目的に実施します。
(2)地域交流会	地域で活躍している様々なサークルと交流会を開催します。 ○8月下旬開催予定	
(3)四小祭りへの参加	紙すきはがき作り体験、車椅子体験などを行い、交流を図ります。 ○7月下旬実施予定	◆地域の小学校の祭りに参加し、小学校、保護者や地域の方々に事業を紹介するとともに、小学校、保護者にボランティア参加を呼びかけていきます。
(4)三小祭りへの参加	紙すきはがき作り体験、車椅子体験などを行い、交流を図ります。 ○10月下旬実施予定	

■コスモス(知的障害者用デイルーム)

1. 日常活動

事業名等	内容	備考
(1)PT(理学療法)	東京小児療育病院より理学療法士を派遣依頼し実施します。(年4回)	◆基本動作能力の機能回復・維持を目的に、動きの悪くなった関節の可動域拡大や筋肉低下に対する強化、体力の維持・向上を図ります。
(2)OT(作業療法)	東京小児療育病院より作業療法士を派遣依頼し、実施します。(年2回)	◆日常生活の諸動作に必要な心身機能の回復・維持を図ります。

(3)プール指導	総合福祉センター内のプールを使用し講師の指導を受けて実施。 ○6月から9月に8回実施	◆水の抵抗や水圧、浮力を生かして、水中運動を行うことで、体力の維持・向上を図っていきます。
(4)プール活動	センター内プールを利用します。(週2回)	◆日常生活では使わない低下した筋力の向上を目指します。
(5)健康体操	健康運動指導士の指導を受けて実施します。(年12回)	◆バランスボールやゴムボールを使用した体操を行い、体力の維持・向上を図ります。
(6)音楽療法	音楽療法士の指導を受けて実施します。(月2回)	◆音楽の持つ生理的、心理的、社会的機能を用いて、心身の機能の維持改善、生活の質の向上を図っていきます。
(7)お菓子作り	調理室とランチルームにて実施します。(月1回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけるとともにお菓子を作ることを楽しみます。
(8)調理	調理室とランチルームにて実施します。(月1回)	◆調理、準備、片付けなど社会生活に必要な技能を身につけることを目的とします。
(9)一日外出	6グループに分かれ、目的を持って年3回外出します。 ○6月、9月、通年に実施	◆市内外の施設などへ出かけ、社会経験の幅を広げるよう支援します。
(10)足浴	デイルームにて行います。(週1回)	◆足浴によるリラクゼーションを図ります。
(11)スヌーズレン	デイルームにて行います。(随時)	◆視覚、聴覚、触覚、嗅覚などへの刺激を感じ取り、それを楽しみ、くつろげる環境を提供していきます。
(12)紙作品作り	デイルームにて行います。(随時)	◆牛乳パックを再生して紙作品作りを行い、紙鍋敷き、紙コースターなどを創作します。
(13)避難訓練	利用者・職員に対して、避難誘導等の訓練を実施します。(月1回)	◆継続的に行うことで災害時にすばやい避難を可能にすることを目的に行います
(14)季節行事	季節にあった行事を行います 5月 端午の節句 7月 七夕 8月 夏祭り 9月 お月見 10月 ハロウィン 11月 運動会 12月 クリスマス会 1月 新年会 2月 節分 3月 ひな祭り	
(15)健康診断	立川保健所にて実施します(年6回) ○22名	◆個々の健康状態を把握し食事や運動について今後の支援活動に活かします。
(16)家族懇談会	活動方針、満足同調査結果の説明を行います。(年2回)	

2. 実習生等の受け入れ

事業名等	内容	備考
(1) 特別支援学校実習生受け入れ	実習生を受け入れます	
(2) 職場体験	市内中学校生の職場体験に協力します	
(3) 実習生受け入れ	「教員免許法の特例による介護等体験事業」における介護体験者を受け入れます	

3. 交流活動

事業名等	内容	備考
(1) 地域交流会	地域で活躍している様々なサークルと交流会を開催します ○8月下旬開催予定	◆地域の方々に事業を紹介するとともに、地域の方々にボランティア参加を呼びかけます。
(2) 四小祭りへの参加	紙すきはがき作り体験、車椅子体験などを行い、交流を図ります ○7月下旬実施予定	◆地域の小学校の祭りに参加し、小学校、保護者や地域の方々に事業を紹介する。また、小学校、保護者にボランティア参加を呼びかけます。
(3) 三小祭りへの参加	紙すきはがき作り体験、車椅子体験などを行い、交流を図ります ○9月下旬実施予定	

X II 福祉サービス総合支援事業

判断能力の低下により日々の生活に何らかの不安を抱えている市民(高齢者や障害者等)が、適切な福祉サービス等を利用しながら安心して生活できるよう、福祉サービスの利用にかかる総合相談や日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業と同制度の普及啓発、法人後見の受任等を実施します。また、今年度からは、第3次あいあいプラン21に基づき、新たな「後見サポーター(仮称)」の養成、活動システムの検討等を行います。センター運営については、成年後見制度の推進機関も兼ねた専門職や地域の関係機関等で構成された運営委員会を設置して行います。

1. 福祉サービス総合支援事業

事業名等	内容	備考
(1) 運営委員会	専門職や地域の関係機関により構成された運営委員会を設置して、センターの運営方針や事業計画、法人後見受任や援助困難ケース等について専門的、中立的、客観的な視点をもった検討などを行ないます。また、成年後見制度推進機関としての機能も兼務します。	◆運営委員は、学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、地域包括支援センター職員(社会福祉士)、障害者関係団体役員、民生委員、行政職員の8名で構成しています。

2. 総合相談事業

事業名等	内容	備考
(1) 総合相談の受付	介護保険や障害者自立支援法等の福祉サービスの利用や権利擁護、成年後見制度等に関する総合的な相談対応を行います。	◆窓口、電話、訪問での相談に応じます。

(2) 苦情対応窓口の設置	福祉サービス利用者と事業者間の福祉サービスにかかる苦情等の相談を受付けます。	◆福祉サービス利用の適切な提供と利用に寄与します。
(3) 相続相談の実施	相続に関する親族間の紛争解決や死後の財産等の自己決定の支援などの専門相談として「相続アドバイザー協議会」の協力により実施します。	◆毎月第2・4 火曜日 午後 伊勢丹あいあいステーション

3. 日常生活自立支援事業

事業名等	内容	備考
(1) 日常生活自立支援事業	高齢者や障害者等で判断能力に不安があり、自己選択や自己決定が難しい市民が安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業を実施します。 ■福祉サービスの利用援助サービス ■日常的な金銭管理サービス ■書類等の預かりサービス	◆福祉サービスの利用援助を中心に利用者本人との契約により実施します。

4. 成年後見制度利用支援事業及び普及・推進

事業名等	内容	備考
(1) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の概要や利用、申立て等に関する相談に応じます。 ■司法書士による専門相談の実施 ■市長申立て等の手続きや後見人等候補者の選定 ■出前講座や同制度に関わる講演会の実施	◆専門相談 毎月第2土曜日 午後 伊勢丹あいあいステーション
(2) 成年後見制度の普及・推進	東京都成年後見制度活用あんしん生活創造事業に基づき、成年後見制度の推進機関として「地域あんしんセンターたちかわ」を位置づけ、行政および関係機関と連携して同制度の普及・推進に努めます。 ■後見人等連絡会の開催 ■相談会の実施	◆市内で後見人等を受任されている親族や第三者(専門職)後見人等の支援と、行政や地域の関係機関等とのネットワークを形成して同制度の普及推進を図ります。
(3) 法人後見人等の受任	後見人等となる親族がいない、また専門職など他に適切な後見人等がいない市民に対して、本会が法人として後見人等を受任します。 ■法人後見等の受任	◆受任については、運営委員会での助言、指導に基づいて会長が決定します。
(4) 後見サポーター(仮称)の養成	法人後見受任ケース等を支援する「後見サポーター(仮称)」の養成、活動システムについて検討します。	◆平成23年度から「後見サポーター(仮称)」の養成を行います。
(5) 東京都成年後見人等養成事業への協力	「社会貢献型後見人養成講座」の修了者を生活支援員や法人後見等の履行補助者として受入れます。 ■社会貢献型後見人の受入れ	◆東京都の実施する事業に協力します。

5. たちかわ入居支援福祉制度

事業名等	内容	備考
(1)たちかわ入居支援福祉制度	<p>判断能力の不十分な高齢者や障害者等が民間賃貸住宅の入居や契約更新の際に、親族等の適切な保証人のいない場合に「日常生活自立支援事業」の契約と併せて本会が保証人となり、生活サポートを行いながら地域での安定した生活が継続できるよう支援します。</p> <p>■滞納家賃保障 ■残存家財処分 ■死後の火葬や事務処理等</p>	<p>◆立川市からの受託事業のため、申請窓口や利用決定は高齢福祉課、障害福祉課で行います。利用決定後、本人との契約によって民間住宅賃貸借契約の保証人となります。</p>

6. 関係機関とのネットワークの形成

事業名等	内容	備考
(1)連絡会等への参加	<p>各種連絡会等に参加して事業運営に関する情報収集やネットワークの形成を図り、市民の権利擁護や支援困難ケース等の課題解決ができるよう努めます。</p> <p>■東京都 ・区市町村連絡会 ・成年後見制度推進機関連絡会 ・同制度関係機関合同会議 ・苦情対応機関情報交換会 等</p> <p>■東社協 ・地域福祉権利擁護事業業務連絡会 等</p> <p>■立川市、地域包括支援センター ・地域ケア会議 ・小地域ケア会議 ・福祉相談センター連絡会 ・権利擁護業務連絡会 ・主任介護支援専門員連絡会 ・介護支援専門員連絡会 ・高齢者ケア研究会 等</p> <p>■その他関係機関との連絡会等 ・社協北多摩西部ブロック連絡会 等</p>	<p>◆各種連絡会への参加を通して権利擁護支援システムの充実とともに職員のスキルアップに努めます。</p>
(2)支援困難ケース等への対応	<p>虐待ケースや悪質商法被害への対応など、支援困難ケースへの対応として、成年後見制度等を活用した支援を行政や関係機関等と連携して取組みます。</p> <p>■「高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」への参加 ■ケースカンファレンスへの参加</p>	<p>◆虐待対応については、行政や地域包括支援センターと作成した「高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて支援を行います。</p>
(3)その他	<p>各種研修会等へ参加して職員のスキルアップに努めます。また、視察受入れや講師派遣等を行い、立川市の権利擁護システムや事業周知に努めます。</p> <p>■各種研修会等参加 ・東社協地域福祉権利擁護事業専門員、業務担当者、生活支援員研修 ・都成年後見制度基礎、専門研修 ・苦情対応機関研修 ・市介護支援専門員研修等</p>	<p>◆視察対応や講師派遣等については、あらかじめ内容、目的等の相談調整をした上で受入れています。</p>

ⅩⅢ 自立支援ホームヘルプサービス事業

障害者自立支援法に則り、身体障害、知的障害、精神障害のある方々が自立した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣します。

1. 居宅介護事業

事業名等	内容	備考
居宅介護事業	障害者の居宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、通院時に必要な介助を行います。	◆年間 3,090 時間を目指します

2. 重度訪問介護事業

事業名等	内容	備考
重度訪問介護事業	重度の肢体不自由者で、常時介護を要する方の身体介護や家事援助、移動の介護、見守り等生活全般を支援します。	◆年間 313 時間を目指します

3. 移動支援事業

事業名等	内容	備考
移動支援事業	肢体不自由者で外出に車椅子を必要とする方や視覚障害者、知的障害者、精神障害者で屋外での移動に著しい制限のある方を対象に外出の支援を行います。	◆年間135時間を目指します

4. 学校介助員派遣事業

事業名等	内容	備考
通常の学級の臨時介助員事業	市民活動センターたちかわのコーディネートのもと、立川市立小・中学校における学校生活のための介助を必要とされる方を対象に介助員の派遣実務を行います(肢体不自由児等で車椅子を必要とする方などの着替え、排泄介助等)	◆市民活動センターとの連携・協働 ◆新規事業

5. 会議、研修計画

事業名等	内容	備考
(1)サービス提供責任者会議	係長、サービス提供責任者が出席し、運営課題の検討やケース検討を行います。	◆訪問介護(介護保険事業)と共通
(2)業務改善会議	係長、サービス提供責任者が出席し、業務課題の改善のためを図ります。	◆訪問介護(介護保険事業)と共通
(3)ヘルパー研修	ヘルパーを対象に、ヘルパーの資質向上を目指してグループ討議や、講師を招いた講演会を行います。	◆訪問介護(介護保険事業)と合同
(4)ヘルパーグループ会議	年5回、ヘルパーが自主的に課題を選び、勉強会を開催します。	◆訪問介護(介護保険事業)と合同

XIV 生活安定応援事業●立川市受託事業

一定の所得以下の方の生活安定に向けた緊急対策事業として、生活や就職に関する相談、職業訓練や生活資金の貸付など生活安定や正規雇用に向けたきめ細かな支援を、立川市行政と連携を図りながら実施します。

1. 生活安定応援事業

事業名等	内容	備考
(1)就職チャレンジ支援事業	正規雇用を目指す方に対して、キャリアアップなどのための講座や訓練の紹介など、就職に向けた支援を行います。	◆学習塾の受講料や大学等の受験料の貸付を行う「チャレンジ支援貸付

(2)生活サポート特別貸付事業	<p>就職に向けた訓練や講座を受講した方に対し、無利子で生活費等の貸付を行います。</p> <p>■生活資金無利子貸付金／訓練・講座を受けている間の生活費</p> <p>■就職等一時金無利子貸付金／訓練・講座を修了し、就職内定後の、転居資金・就職支度金・技能習得資金</p>	<p>事業」に対するニーズが高く、今後、高校の受験料についても貸付を行うなど、対象者が拡大されます。そのため、教育委員会と協議のうえ、市内の中学校等へのPRを検討します。</p> <p>◆平成 22 年度までの時限事業の予定です。</p>
(3)チャレンジ支援貸付事業	<p>学習塾の受講料や大学等の受験料の貸付を行います</p> <p>■学習塾等受講料貸付金／中学 3 年生または高校 3 年生がいる世帯が対象</p> <p>■大学等受験料貸付金／中学 3 年生または高校 3 年生がいる世帯が対象</p>	

XV 住宅手当緊急特別措置事業●立川市受託事業

離職により、住宅を喪失またはそのおそれのある市民で常用就職の意欲のある方を対象に、住宅手当を支給し、住宅や就労の確保に向けた支援を行うことを目的とした事業をハローワークや立川市と連携を密にとりながら実施します。

1. 住宅手当緊急特別措置事業

事業名等	内容	備考
(1)住宅手当	<p>住宅手当の支給と同時に、支給を受けた方々に対しての面接など常用就職に向けた支援を行います。</p>	<p>◆第 2 のセーフティネットとして、昨年 10 月下旬から開始した事業ですが、開始から約 2 ヶ月で 300 件以上の相談がありました。社協として、新たな生活課題に取り組む事業と位置づけて実施していきます。</p> <p>◆平成 23 年度までの時限事業の予定です。</p>

■特別会計事業

I 歳末たすけあい運動事業

共同募金の一環として、12月に、市内自治会をはじめ、さまざまな団体の協力を得ながら、地域福祉の推進をはかるために募金活動を実施します。なお、ここで集められた募金については、翌年度に地域福祉活動費として配分を受け、社協の地域福祉推進に活用しています。

事業名等	内容	備考
歳末たすけあい運動募金	地域自治会を中心に、市内各団体に協力を求め、募金運動を実施します。 ○目標 6,437千円	

II 奨学金事業

離職者世帯の支援を目的の一つにおいて、期間を定め奨学金の貸付を行います。また、その利用状況に応じて事業の見直しを図っていきます。

事業名等	内容	備考
奨学金貸付事業	離職者世帯を対象とした奨学金貸付事業。	◆H2年に立川市から移管された事業ですが、生活福祉資金等の充実のため、H15年度より離職者世帯を対象としています。

III 収益事業

法人の自立基盤強化のため、市内公共施設等に自動販売機を設置し、その収益を地域福祉活動に充てていきます。

事業名等	内容	備考
自動販売機の設置	総合福祉センターをはじめ、市内8カ所の施設に10台の自動販売機を設置しています。 ○目標 3,047千円の収益	◆販売機自体の広報媒体としての活用を検討します。

■東京都共同募金会立川地区協力会事業

I 赤い羽根共同募金運動

民間福祉事業の振興を図るために、10月1日より全国的に展開される「赤い羽根共同募金運動」を展開します。歳末たすけあい募金と同様、集まった募金の一部は、地域福祉活動費として、社会福祉協議会に配分されます。

事業名等	内容	備考
赤い羽根募金運動	地域自治会を中心に、市内各団体に協力を求め、募金活動を行います ○目標 4,603千円	◆募金の配分推薦委員会の設置を行います。